

長野県公安委員会規則第5号

長野県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団関係者)

第2条 条例第6条第1項の長野県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員が役員（事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第4号において同じ。）である事業者
- (2) 暴力団員が業務統括者（支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。第4号において同じ。）である事業者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者（前2号に掲げる者を除く。）
- (4) 次に掲げる行為をした事業者（当該事業者が法人である場合にあっては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者）
 - ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - ウ イに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為
- (5) 暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、条例第6条第1項に規定する県の事務事業の契約に係る下請その他の契約を締結した事業者
(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第3条 条例第12条第1項第10号の長野県公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童又は生徒に対して学校教育に類する教育を行うもの
- (2) 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設
(特定事業者が措置を講ずべき施設)

第4条 条例第20条第1項の長野県公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) ホテル
- (2) 旅館
- (3) ゴルフ場
- (4) 結婚式場、斎場その他の多数の者の集合の用に供する施設

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。